

仕 様 書

1 件名

令和8年度「日本各地とのインバウンド誘客促進事業」に係る欧米豪向けパンフレット
企画制作・配送業務委託

2 目的

東京都（以下「都」という。）では、別紙1「日本各地とのインバウンド誘客促進事業」のとおり、日本のゲートウェイである東京が各地方と連携して、東京を起点として日本各地を周遊する観光ルートを軸としたプロモーションを展開することで、都と日本各地双方の強みを生かして新たな魅力を海外に広く発信し、連携地方の海外における認知度の向上と外国人旅行者の誘致を促進している。

本事業では、東京及び連携する各地方の主要観光地や観光ルート情報の発信・認知向上を図り、訪日旅行への興味関心を高め、東京と各地方への訪問を促すことを目的に、東京と日本各地双方の魅力を紹介するパンフレットを企画制作・配布する。

3 契約期間

令和8年4月22日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

5 全体運営

（1）全般について

受託者は、「2 目的」に掲げる目的に基づき、「6 委託内容」に記載の事業を実施すること。

（2）実施体制

ア 本事業における実施体制を明確化し、パートナー会社含め体制管理を徹底すること。

イ 受託者は受託決定後速やかに、全体の制作スケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、財団の承認を得ること。

ウ 業務の詳細について財団に確認の上決定し、進捗状況を綿密に財団に報告すること。

エ 言語・翻訳の品質管理

（ア） 翻訳に当たっては、表記方法の統一を図ること。適切な表現となるよう、

ネイティブ及び日本語と英語のバイリンガル能力を有する者が、翻訳文章全体の調和等の観点も含めた検証を行い、適宜修正すること。

- (イ) 機械翻訳は不可とし、文字化けやレイアウト崩れ等の不具合についてもチェックすること。
- (ウ) 固有名詞の表記等については、本契約締結後、財団に確認の上決定し、表記方法を統一すること。
- (エ) 翻訳結果に対して問題があると財団が判断した場合は、再翻訳や翻訳者、ネイティブチェッカーの変更を含め、適切な対応をとること。
- (オ) 固有名詞や単語の修正等、軽微な翻訳修正に対応すること。

6 委託内容

(1) デジタルパンフレットの企画・制作

以下の仕様を満たすデジタルパンフレットのデザイン、全体構成案を含む台割を作成し、財団の確認を得た上で制作すること。版下データの作成も行うこと。なお、デジタルパンフレットは、東京のみならず、東京と各地域の双方への興味を喚起するとともに、東京と各地域の双方への誘客を意識した内容とすること。

ア 制作物概要

- (ア) サイズ：6（2）の印刷時に AB 版を想定。財団等が出展する海外での旅行博、東京観光情報センター（＊1）等において、作成したデジタルパンフレットを印刷した紙パンフレットの配布を想定している。訪都外国人個人旅行者が手に取りやすく、利用者ニーズ、最近のトレンドを考慮した最適な仕様とすること。

（＊1）<https://www.gotokyo.org/jp/plan/tourist-info-center/index.html>

- (イ) 総ページ数：12 ページから 16 ページ程度を想定している。
- (ウ) 形式：全体デザイン・レイアウト・配色・文字の大きさ・フォント等、デジタルパンフレット、及び 6（2）の紙媒体でのパンフレット、双方に適した形式とすること。
- (エ) カラー：カラー 4 色以上
- (オ) 言語：英語
- (カ) 内容：以下の内容を含むものとする。
 - ・ パンフレットタイトル
 - ・ 日本地図（本事業に参画している都及び別紙 2「パンフレット掲載自治体及び交通事業者一覧」に記載の東北・中国四国・北陸・東海・関西・北関東（九州は対象外）の計 25 自治体（以下、当該計 25 自治体を総称して「25 自治体」、都と 25 自治体を称して「26 自治体」という。）が明確に分

かるものであることが望ましい。)

- ・ 本事業の簡単な説明
 - ・ 26 自治体の概要や特徴等の紹介。モデルルートやスポット情報等の観光コンテンツの紹介
 - ・ 都から 25 自治体へのアクセス
 - ・ 26 自治体が指定するサイト等へ誘導する二次元コード（各自治体 1 件）
 - ・ 別紙 2 に記載の交通事業者のお得なパス等の紹介
 - ・ 特集ページ等の企画（必要に応じて）
 - ・ 東京と各地域の魅力を紹介した以下の Web サイト（以下のサイトを総称し、以下「Web サイト」という。）の二次元コードや URL の掲載
- ① TOHOKU×TOKYO <https://www.tohokuandtokyo.org/>
 - ② CHUGOKU+SHIKOKU×TOKYO <https://www.chushikokuandtokyo.org/>
 - ③ HOKURIKU×TOKYO <https://www.hokurikuandtokyo.org/>
 - ④ TOKAI×TOKYO <https://www.tokaiandtokyo.org/>
 - ⑤ KANSAI×TOKYO <https://www.kansaiandtokyo.org/>
 - ⑥ KITAKANTO×TOKYO（仮称）※作成中

イ 校正

校正に当たって以下の条件を踏まえて行うこと。

- (ア) 適宜日本語訳を付して校正を行うこと。
- (イ) 綿密に原稿を校正すること。誤りがあった場合は、受託者の責任において訂正すること。
- (ウ) 掲載情報に電話番号や URL が含まれる場合、実際に電話するあるいはリンク先に接続するなど確認を行うこと。
- (エ) 財団、26 自治体及び交通事業者、また掲載する観光施設による校正を複数回（最低 2 回）行い、修正等を反映させること。なお、事前に受託者自身による校正を行うこと。
- (オ) 校正回数及び確認期間を踏まえ、余裕を持ったスケジュールを立てること。最終的なスケジュールは財団に確認の上決定すること。

ウ 留意事項

以下の点に留意して制作すること。

- (ア) 各自治体の掲載量に可能な限り偏りがないよう工夫すること。各地方の構成自治体数の差異を鑑みた構成とすることは妨げない。
- (イ) 企画に当たって、26 自治体の調査（デスク・ヒアリング調査等）や 26 自治体・関連団体等が既に公開している資料等を参考にするとともに、訪日・訪問意欲を喚起する魅力的な画像を使用する等、本事業の目的に寄与するような魅力的な構成・内容にすること。適宜現地取材、オンラインインタビュー

一を実施するなどの工夫も妨げない。掲載するスポット等には許諾及び掲載確認を実施すること。

- (ウ) 企画・制作段階で 26 自治体や別紙 2 に記載の交通事業者に対して、受託者から直接校正確認等を依頼することを想定しているため、連絡調整の体制を整えること。
- (エ) 原稿は英語圏以外からの旅行者も含め、海外の旅行者が理解しやすい構成や内容、記載方法にすること。原稿はネイティブライターあるいはそれに準ずる英語レベルを有する人材が作成すること。
- (オ) 全体デザインやパンフレットの構成が分かる資料を事前に提出し、関係各所の承諾を得た上で制作を実施すること。その際、既存のコンテンツや素材を調達し使用する場合、調達ルートを事前に提示するとともに、制作パンフレット全体の構成が分かるように工夫すること。
- (カ) 画像、イラスト、図表等について、掲載許可の取得及び費用は全て委託料に含むこととする。第三者に権利が帰属される図・画像・写真等をパンフレットに使用する際は、必ず事前に受託者側で使用許諾を済ませること。第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、財団の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用を持って処理するものとする。
- (キ) パンフレットに利用する素材は、パンフレット完成後以降、少なくとも令和 11 年 3 月 31 日まで（令和 8 年度からの 3 か年度）は利用料や利用許可等が必要なく継続的に利用できるよう手配するとともに、必要な経費を委託料に含めること。

エ 納期

令和 8 年 11 月初旬までにデジタルパンフレットの制作作業を完了し、データを納品すること。なお、納品データは「東京観光デジタルパンフレットギャラリー」への掲載を想定している。掲載に係る手続きは財団が行うが、データ調整など必要な対応があれば行うこと。

※ 当該サイト掲載の令和 7 年度作成したパンフレット

<https://www.gotokyo.org/book/en/list/19448/>

(2) 紙パンフレットの印刷

ア 部数

別紙 3 「印刷物作成仕様書」の内容に基づき、「6 委託内容 (1) デジタルパンフレットの企画・制作」にて制作したパンフレットを印刷するとともに、版下データも提供すること。

イ 出力サイズ

AB版を想定。詳細は6（1）ア（ア）を参照のこと。

ウ 色校正

本紙色校正を含み、色校正を複数回実施すること。

エ 環境配慮

別紙3「印刷物作成仕様書」における注意事項欄及び東京都グリーン購入ガイド（※2）に記載の該当項目（「2. 印刷物」、「23. 普及啓発等に係る環境配慮」等）の水準1を満たすこと。

（※2）

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/policy_others/tokyo_green/tokyo_green

オ 納品

令和8年11月中下旬を目途に完了し、財団指定場所（都内東京観光情報センター5か所）への納品の他、旅ナカ施策として認知の拡散が望める都内観光スポットへ配付許諾を得た上で納品を行うこと。納品規模は以下のとおり。

納品場所	部数	送付先
東京観光財団	13,000部程度	東京都新宿区西新宿二丁目3番1号 新宿モノリス 15階倉庫
受託者提案による観光スポット	1,000部程度	数か所（調整による）

（3） 会議開催関連業務等

各地方自治体等との会議（別紙2「パンフレット掲載自治体及び交通事業者一覧」に記載の6地方（九州は対象外）各4回開催予定）に際し、企画審査会の企画提案書等をベースにした報告資料の作成を行うこと。また、TCVBの要請に応じて会議に同席し（各地方別開催。各1～1.5時間程度想定）、参加者からの質問等に回答すること。

※ 会議の開催日については、決定次第連絡する。

※ 各会議は状況に応じて、複数地域合同開催や、書面開催となる場合がある。

詳細は決定次第財団から連絡する。

7 完了報告と契約代金の支払について

（1） 契約代金の支払について

受託者への支払は、委託完了後の財団担当者による検査終了後、受託者からの請求書に基づき30日以内に委託料を一括で支払うものとする。

（2） 完了報告と成果物の提出について

ア 委託完了届

指定の「委託完了届」を提出すること。

イ 成果物

(ア) デジタルパンフレットデータ

(イ) 7 (2) イ (ア) のウェブサイト掲載用 PDF データ

(ウ) 編集可能な版下データ

※ アウトライン化前のデータ及びアウトライン化済のデータ

※ 再編集、更新が可能であるよう、汎用性の高いソフトを利用すること。

(エ) 制作に伴い受託者が購入及び使用した写真・素材データ（デジタルパンフレットに掲載していない写真・素材等を含む。）。A4サイズの印刷に使用可能な解像度で納品すること。

8 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

9 秘密の保持

受託者は、8により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

8により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

10 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」（※3）第14に定めるところによる。

（※3）https://www.tcvb.or.jp/jp/denshijoho_tokkishiyosho_20260305.docx

11 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

12 個人情報の保護等

（1） 「東京観光財団個人情報取扱要領」（※4）を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様書」（※5）に定められた事項を遵守すること。

（※4）https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_yoryo_20250401.pdf

（※5）https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyosho_20260130.docx

本業務委託で取扱う個人情報は以下を想定している。

25 自治体の担当者の氏名/住所/電話番号/メールアドレスなど

- (2) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」(*6) 及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」(前述*3)に定められた事項を遵守すること。

(*6) https://www.tcvb.or.jp/jp/security_houshin.pdf

また、8により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても同様に遵守させること。再委託させる事業者は以下のいずれかを取得している事業者(あるいは今後取得予定である事業者)であることが望ましい。

ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)が運営するISMS適合性評価制度におけるISO/IEC27001と同程度の認証

イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)の認定するプライバシーマークと同程度の認証

- (3) 電子情報処理業務を行うに当たり、以下の取扱いに留意すること。

ア 当財団職員を含め、本委託業務の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレスなど

イ 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報(IPアドレスやcookieなど)もアと同システムに格納されている場合においては、同様に留意すること。

13 その他

- (1) 財団は必要に応じて本契約に係る情報(受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額)を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- (3) 本仕様書に定める委託内容の最終的な履行に当たっては財団と協議のもと進めること。

連絡先：公益財団法人東京観光財団 観光事業部 観光事業課
連携事業担当

E-mail: renkei@tcvb.or.jp

電話：03-5579-2683